

公益通報規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「当協会」という。）に関する個人（会員、役員、職員及びその他の関係者。以下「競技関係者」という。）及び登録又は加盟する団体（登録チーム及び都道府県フライングディスク協会等。以下「登録団体等」という。）による、当協会定款及びこれらに付随する諸規程に違反する行為に関する通報及び相談を受け付けるために当協会が設置する公益通報窓口に関し必要な事項について定める。

第2条（通報対象）

本規程において「公益通報」とは、懲罰規程第3条に定める行為（以下「違反行為」という。）に関する通報又は相談をいう。

第3条（公益通報窓口）

- 1 当協会は、公益通報を受け付ける窓口（以下「公益通報窓口」という。）を設置するものとし、公益通報窓口には、フライングディスク競技及び法律に精通した専門家1名以上を配置するよう努める。
- 2 公益通報窓口は、通報処理の仕組み、通報対象行為への該当性等の相談にも応じるものとする。

第4条（利用者の範囲）

- 1 公益通報窓口の利用者（以下「窓口利用者」という。）は、競技関係者、登録団体等及びその関係者（親族、知人、所属団体、並びに公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本スポーツ協会など競技関係者と一定の関係を有する団体等の関係者をいう。）、取引先等事業者等、並びにその他違反行為を発見した者とする。
- 2 競技関係者及び登録団体等は、違反行為を発見した時は、当該違反行為について公益通報窓口に通報しなければならない。

第5条（利用方法）

- 1 公益通報窓口の利用方法は、当協会ウェブサイト、電子メール、書面とする。
- 2 当協会は、公益通報窓口の連絡先を、当協会ウェブサイトへの掲載その他適宜の方法により、周知徹底するものとする。

第6条（通報処理）

- 1 公益通報窓口は、窓口利用者（窓口利用者が被害者等本人でない場合にあつては被害者等本人を含む。）及びその関係者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めるこ

とを説明したうえで、窓口利用者の秘密保持に配慮の上、窓口利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握する。

- 2 公益通報窓口は、窓口利用者に対し、公益通報の対象について、被通報者の氏名及び対象事実を明らかにし、当該対象事実があると信じるに足りる相当な根拠をできるだけ示して行うよう求める。
- 3 公益通報窓口は、公益通報を受け付けた場合、直ちに会長、法務担当理事、監事に報告しなければならない。
- 4 会長は、通報対象行為について事実調査を行う必要があると判断した場合、通報内容に関する調査の担当者（以下「調査担当者」という。）を指名する。
- 5 調査担当者は、会長から指名を受けた後、直ちに調査を開始しなければならない。
- 6 調査担当者は、事実調査の終了後、直ちに結果を会長に報告しなければならない。
- 7 会長は、被通報者が当協会の役員、職員、専門委員、当協会から職務等の委嘱を受けている者又は認定資格の保有者である場合、事実調査の実施期間中に限り、被通報者に対して以下の各号に定める処分を科すことができる。
 - （1） 役員の権限及び職務の一時停止
 - （2） 職員の出勤の一時停止
 - （3） 委嘱職務等の一時停止
 - （4） 認定資格の一時停止

第7条（協力義務）

当協会の役員、職員、専門委員及び窓口利用者は、事実調査の実施に際して協力を求められた場合には協力しなければならない、また、調査を妨害してはならない。

第8条（是正措置等）

- 1 当協会は、調査の結果、違反行為が明らかになった場合、速やかに是正措置等を講じなければならない。
- 2 当協会は、調査の結果、当協会の役員が関与する違反行為が明らかになった場合、是正措置等を講じるのに先立ち、是正措置等の内容について中立性及び公正性に疑義が生じるおそれ及び利益相反が生じるおそれがない外部の専門家の意見を求めなければならない。

第9条（処分等）

当協会は、調査の結果、競技関係者及び登録団体等による違反行為が明らかになった場合、違反行為に関与した者に対して懲罰規程に則り適切な懲罰処分を科さなければならない。

第10条（秘密保持）

- 1 公益通報窓口及び調査担当者は、公益通報に係る事実（窓口利用者や被害者等の氏名や

属性等個人を特定しうる情報を含む。)を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。ただし、窓口利用者や被害者等本人が公益通報の対象について事実調査を希望し同意するとき及び当協会役職員等によって違反行為がなされた場合など、調査の実施に際して必要があるときは、事実調査及び処分審査に必要な範囲で、公益通報窓口及び調査担当者以外の者であって調査の協力を求める者(以下「調査協力者」という。)に当該事実を開示することができるが、その場合も窓口利用者や被害者等の保護に最大限の配慮を払う。

- 2 前項ただし書に該当する場合でも、当協会外の第三者、当協会内の事実調査及び処分審査に関与していない者に対しては、公益通報に係る事実(窓口利用者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。)を秘密とする。
- 3 当協会の役職員は、窓口利用者及び調査協力者が誰であるかを探索してはならない。
- 4 当協会は、第1項及び第2項の定めに違反して秘密を漏洩した者に対し、懲罰規程に従って相当の処分を課すものとする。
- 5 公益通報窓口は、窓口利用者が公益通報の対象について事実調査を希望する場合、第1項ただし書に定める情報の取扱い及び開示範囲について説明し、同人から了解を得るよう努める。

第11条(利益相反の排除)

- 1 公益通報窓口及び調査担当者は、自らが当事者となっている案件に関する通報その他の利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。
- 2 公益通報窓口及び調査担当者は、公益通報への対応の各段階において、当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。
- 3 公益通報窓口及び調査担当者は、当該案件について自らが利益相反関係を有すると思料するときは、直ちに会長及びコンプライアンス委員会にその旨を伝えなければならない。

第12条(不利益取扱いの禁止)

- 1 当協会の役員及び職員は、公益通報窓口を利用した者その他の関係者が公益通報窓口を利用したこと、調査に協力したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 当協会は、前項の定めに違反して、窓口利用者に不利益な取扱いをし、又は嫌がらせ等を行った者がいた場合、懲罰規程に従って相当の処分を課すものとする。
- 3 第1項の不利益な取扱いが行われた場合、当協会は、不利益な取扱いを受けた当事者に対して適切な救済及び回復のための措置を講じるものとする。

第13条(通知等)

- 1 公益通報窓口は、連絡先が判明している窓口利用者に対し、通報又は相談を受け付けた旨を速やかに通知するとともに、受付後の対応方針についても適宜通知しなければならない。

- 2 調査担当者は、連絡先が判明している窓口利用者に対し、通報対象事案に関する調査の進捗状況について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、適宜通知するとともに、第12条第1項により禁止される不利益取扱いを受けているか否かを適宜確認しなければならない。
- 3 調査担当者は、連絡先が判明している窓口利用者に対し、通報対象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。

第14条（補則）

- 1 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項については、会長が別に定める。
- 2 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則（2021年1月31日）

本規程は、2021年4月1日より施行する。